

12 大島商船高等専門学校防災管理規則（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校における防災管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的な被害を防止軽減することを目的とする。

（趣旨）

第2条 前条の目的を達するため、防災管理については、他の法令で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 防災管理機構

（防災委員会）

第3条 本校に所属する不動産の防災管理等に関する重要な事項は、防災委員会において審議する。

（防火管理者）

第4条 本校における火災予防の徹底を期するため、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火管理者を置く。

2 防火管理者は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に定める資格を有する者のうちから、校長が命ずるものとする。

3 防火管理者は、火災の予防について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- （1）消防計画を作成すること。
- （2）消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- （3）消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- （4）火気の使用又は取扱いに関し、指導監督すること。
- （5）その他防災管理上必要な事項

（火元取締責任者及び火元責任者）

第5条 校長は、防火管理者のもとに諸施設について区域を定め火元取締責任者を置き、その区域内の各室その他必要と認める箇所に火元責任者を置く。

2 火元取締責任者は、火災の予防について防火管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- （1）労働時間内は随時に、退庁の際は必ず、取締区域において火元責任者に指示し、火気の安全を確かめること。
- （2）重要物件は、非常の際搬出できるよう格納し、「非常持出」の表示をすること。

3 火元責任者は、火災の予防について、防火管理者及び火元責任者の指示に従い、直接、火気の安全を確かめること。

（自衛消防責任組織）

第6条 校長は、火災その他の災害発生時に被害を最小限にとどめるため消防本部を置き、そのもとに自衛消防隊を設置する。

2 消防本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は、校長をもって充て、副本部長は、各主事及び事務部長をもって充てる。

4 自衛消防隊長は、副本部長のうちから、また、副隊長は職員のうちから校長が命ずる。

5 自衛消防隊長及び副隊長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 自衛消防隊長は、自衛消防隊を統括する。

7 自衛消防隊の組織編成については、別に定める。

第3章 火災予防

（臨時火気使用）

第9条 構内の建築物内外において、臨時に火気（たき火、ストーブ、火鉢、電熱器等）を使用する場合は、火元責任者及び火気取締責任者を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた場合は、消火器等の交付を受け、使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。

第4章 災害防御

（災害発生時の措置）

第12条 煙焦臭等火災の疑い又は火災を発見した者は、直ちに適宜の方法で校内に知らせるとともに、防

火管理者等に通報して消火に当たらなければならない。

(防御)

第 1 3 条 構内外に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、第 6 条に定める自衛消防隊は消火、警備、避難等それぞれの担当任務の遂行に当たるものとする。

第 5 章 教育訓練

(防災教育)

第 1 4 条 防災に関し、本校の職員は進んでその教育を受け、また学生に対してその指導を行い、災害の予防の徹底を期するよう努力するものとする。

(消防訓練)

第 1 5 条 構内外の火災発生またはその他の災害発生に際し、被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の向上を図るものとする。

2 消防訓練の実施基準は、次のとおりとする。

区 分	内 容	回 数
基 礎 訓 練	消 火 ， 通 報 ， 避 難	年 間 3 回 以 上
総 合 訓 練		年間 2 回以上（予防週間等）